



2025年5月15日

各位

会社名 株式会社アンビスホールディングス
代表者名 代表取締役CEO 柴原 慶一
(コード番号：7071 東証プライム)
問合せ先 取締役 山口 真吾
(TEL. 03-6262-5105)

2025年9月期半期報告書の提出期限延長に関する 承認申請書提出のお知らせ

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、以下のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項に規定する半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことについて決議致しましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる半期報告書

第9期（2025年9月期）半期報告書

（自2024年10月1日至2025年3月31日）

2. 延長前の提出期限

2025年5月15日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2025年8月14日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2025年3月23日に、当社の有料老人ホームである医心館のうち複数の施設で、併設の訪問看護事業所が提供している訪問看護サービスにおいて、不正に診療報酬を請求していたとの報道（以下「本件報道」といいます。）を受け、本件報道の事実関係及び問題の有無、並びに類似する訪問介護サービスにおける同様の問題の有無を明確にするために、2025年3月27日の取締役会において、当社外の専門家を委員とする当社から独立した特別調査委員会を設置することを決議し、調査を進めております。

具体的には、特別調査委員会において、デジタルフォレンジック調査、アンケート調査、データ解析、関係者へのヒアリングによる調査等を行っております。

特別調査委員会の調査に当たっては、訪問看護・介護それぞれの実績に関するデータの確認・分析作業に加えて、並行して、役職員等に対するヒアリング実施を予定しておりますが、

当社は 119 拠点（2025 年 3 月時点）の医心館を運営していることから、調査対象のデータは膨大であり、実態解明に非常に時間を要する見込みであり、その結果に基づくヒアリングの実施は相当数の人員に及ぶ可能性もあります。

また、特別調査委員会の調査と並行して、会計監査人による期中レビュー手続についても行われる予定です。

特別調査委員会から調査報告書を受領するのは、延長後の提出期限である 2025 年 8 月 14 日の直前になることが見込まれるとの報告を受けております。

その結果半期報告書の提出期限までに調査を完了し、会計監査人による期中レビューを完了させることが困難であることから、金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項の提出期限までに半期報告書を提出できないこととなりましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第 18 条の 2 第 1 項に基づき、当該半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を提出することにいたしました。

5. 今後の見通し

提出期限延長に関する申請が承認された際には、速やかに開示いたします。株主・投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけしており、深くお詫び申し上げます。

以上